

平成 28 年 4 月

三次市不妊治療費助成事業について

三次市では、不妊治療を受けられているご夫婦に対して、特定不妊治療にかかる費用を助成しています。

1 助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす方です。

○夫婦ともに三次市に住所のある方（県への申請時から）

※ただし、居住実態のない方は除きます。

○広島県の不妊治療支援事業において、不妊治療費助成の承認決定された方

※全額助成の対象になる方は、平成 27 年 4 月 1 日以降に県へ申請し、承認決定された方

○市税等を滞納していない世帯

2 助成の内容

指定医療機関で行った、体外受精または顕微授精に要した費用（入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は除く。）に対して、**広島県の不妊治療費助成額を除いた費用の全額(県への申請日が平成 27 年 4 月 1 日以降から対象)**を助成します。

（助成期間及び助成回数は広島県の不妊治療支援事業と同じです。）

3 申請の方法

(1) 三次市の不妊治療費助成を受けるには、広島県の不妊治療費助成が決定していなければなりません。

(2) 広島県の不妊治療費助成が決定した日から起算して1 か月以内に、助成申請書を提出してください。

【申請に必要な物】

- ・申請書
- ・広島県不妊治療支援事業承認決定通知書（写し）
- ・医療機関の証明書（写し）
- ・領収書（原本）
- ・印かん
- ・申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- ・転入された方は、助成要件確認のため、夫婦の居住実態や世帯の市税等の納付状況について確認できる関係書類の提出が必要です。

＜申請・お問い合わせ先＞

三次市福祉保健部 健康推進課 健康企画係

電 話 (0824) 62-6232

FAX (0824) 62-6382

メール kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号（三次市役所 東館2階）